

研修会等で、質問があったことをまとめてみました。

Q1 特別支援学級は、どのような子どもが入級の対象ですか？

A 入級に必要な要件は法的に定められています。校内教育支援委員会での協議と保護者の同意を得て入級になりますが、そのためには、客観的な根拠が必要です。(★③参照)

基本的なポイントは、以下の通りです。

【知的障害特別支援学級】

・ 知的発達の遅滞(目安はIQ75以下)があり、社会生活への適応が困難であること

【自閉症・情緒障害特別支援学級】

・ 知的発達の遅れがなく、自閉症スペクトラムや広汎性発達障害の診断を受けていること

※ ADHD や LD の診断のみの場合は、通常の学級に在籍となり、特別支援学級には入級できません。通級による指導の対象となります。

【肢体不自由】【病弱・身体虚弱】【難聴】【言語障害】の特別支援学級は、★③P6を参照。

Q2 担任する学級に特別な支援を必要とする子どもがいます。どのように指導していけばよいのでしょうか？

A まず、指導への不安を一人で抱え込まず、学年主任や特別支援教育コーディネーターに相談しましょう。(★④⑤⑦参照)

大まかな手順・流れは次のようになります。

① 特別支援教育コーディネーター等、特別支援教育に詳しい先生に相談する。

② 校内教育支援委員会で協議する。(支援の方向性が決まり、助言や協力を得られます)

③ 場合によっては、保護者や専門機関の協力を要請する。(管理職から)

ただし、急を要するときはすぐに校長・教頭に報告して対応してください。

<資料いろいろ> まずは、開いてみよう!

★①障害のある児童生徒の就学の手引(第5次改訂)

★②通級による指導の手引き 解説とQ&A

★③特別支援学級等担当者の指導用テキスト

★④特別支援教育 学びQ&A

★⑤先生が気づいて動けるチェックリスト

★⑥『個別の教育支援計画』作成・活用マニュアル

★⑦令和2年度 富山の特別支援教育(リーフレット)

★⑧こども発達支援ハンドブック

★⑨ひとりじゃないよ

※ 県教育センターのHPからダウンロードもできます。

HP→教育資料→特別支援教育

②は全校公開フォルダの教育委員会書庫、

⑧は市役所のHPからそれぞれ取り出せます。

職員室のどこにあるかな

Q3 学習が遅れ気味の子どもに、通級による指導を行うことはできますか？

A 通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を克服するためのもので、単に学習が遅れ気味というだけでは通級による指導の対象にはなりません。

学習の遅れの原因が何かを見極め、LD等の障害によるものであるという客観的な判断を基に就学を進めましょう。(★②③⑧参照)

また、学習全般に遅れがある場合は、知的障害特別支援学級の入級を検討する必要があります。

Q4 自立活動の指導とは何ですか？

A 自立活動の指導は、個々の子どもが自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動です。

特別支援学校の教育課程に設けられた指導領域ですが、新学習指導要領では、特別支援学級でも必ず取り入れることになりました。(★③参照)

教育センター発

教育相談係からのお知らせ

令和2年5月26日(火)、6月11日(木)、富山市教育センターにて「『学校に行きづらい』『学校再開が不安』と感じている子どもたちをサポートしたい!」と題し、保護者が思いを語り合い、気持ちを共有する場を設けました。

参加者からは、「給食」「基礎疾患」「いじめ」「オンラインの使用」「行事の削減」等への不安の声とともに、「話を聞いてもらえてよかった」、後日「会でのアドバイスを参考にし、学校に相談したらいろいろと配慮してもらえた」などの感想が聞かれました。

今後も、そうした意見や感想を参考に、定期的に子どもや保護者、教職員をサポートする場を設けていきたいと考えています。

今回の新型コロナウイルス感染症への不安は、子どもだけでなく、保護者、教職員等多くの人が感じています。不安や悩みがあれば、できるだけ早く相談することで、身体だけでなく心の健康を維持することができます。ご自身の利用だけでなく、周囲に悩んでいる人がいたら、教育センターの教育相談を紹介してください。



教育相談電話 431-4434 (どなたでもかけてよい番号です)